

補助金等取扱基準

補助金等の名称	消防小型ポンプ購入補助金
補助事業等の目標	各地区における消防施設（小型消防ポンプ）の充実を図り、災害発生時の被害を最小限に食い止めるため。
補助事業等の対象者	市内自治区
補助対象経費	市内自治区において消防小型ポンプの更新に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	購入に要する経費の 60%とし、補助金額は 600,000 円を上限とする。
	【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 小型ポンプは、積載車に搭載して狭い道路、また山間地等における災害に対して現場直近まで搬送できるため有効に活用できます。各地区で老朽化したポンプを更新する際に補助することで更なる消防力の充実を図るため。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 8 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	【終期が 3 年を超える場合の理由】
	継続的实施により各自治区において老朽化したポンプに対し入替購入が可能となる。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	補助金を受けようとする者は、規則に規定する申請書のほかに、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 見積書 (2) 収支予算書
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 消防課 消防係

平成 25 年 11 月 15 日 一部改正

令和 5 年 3 月 15 日 一部改正（令和 5 年 4 月 1 日 施行）